

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金交付要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日付け 7 畜産第 1805 号

(趣旨)

第 1 条 農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）に定めるもののほか、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実施要領（以下「要領」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付)

第 2 条 県は、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象は、要領第 5 とする。

2 補助金の額は、要領第 6 とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、その旨を事業実施者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第 6 条 事業実施者は、第 4 条の規定により提出した書類の記載事項について、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書（第 2 号様式）を提出し、予め知事の承認を受けなければならない。

(1) 事業費の 3 割以上の増減

(2) 事業の中止

(3) 事業実施者の変更

(実績報告)

第 7 条 事業実施者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 9 日のいずれか早い時期までに実績報告書（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第 8 条 第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定による申請又は報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

(補助金の額の確定)

第 9 条 知事は、第 7 条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要な調査を行ったのち、交付すべき補助金の額を確定し、これを事業実施者に通知する。

(補助金の請求)

第 10 条 事業実施者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の取消等)

第 11 条 知事は、事業実施者が次に掲げる事項に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱に違反したとき又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助事業の実施方法が著しく不相当と認められるとき。

(4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(関係書類の保管)

第 12 条 補助事業にかかる帳簿及び関係書類は、補助事業として完了した年度の翌年度から起算して、5 年間整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第 13 条 香川県補助金等交付規則第 22 条第 2 項第 4 号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効果の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間）とする。

3 事業実施者が知事の承認を受けてその事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第 14 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事

殿

住 所
事業実施者
代 表 者

下記のとおり、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業に申請したいので、同事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、事業費補助金 円の交付を申請します。

記

1 対象施設

(1) 居住外国人材の就労農場名

(2) 対象施設の住所

2 補助事業の内容及び計画

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金 その他				
計				

(2) 支出の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
施設費 設備費				
計				

4 補助事業完了予定日 年 月 日

5 添付資料 知事が必要と認める資料

第2号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

香川県知事

殿

住 所
事業実施者
代 表 者

(元号) 年 月 日付け 第 号により、交付決定を受けた農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業について、次のとおり変更したいので、同事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 補助事業の内容及び計画

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

※ 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金 その他				
計				

※ 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(2) 支出の部

単位：円

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
施設費 設備費				
計				

※ 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

4 補助事業完了予定日 年 月 日

5 添付資料 知事が必要と認める資料

第3号様式

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実績報告書

年 月 日

香川県知事

殿

住 所
事業実施者
代 表 者

(元号)年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業について、下記のとおり完了したので、同事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 対象施設

- (1) 居住外国人材の就労農場名
(2) 対象施設の住所

2 補助事業の内容及び実績

単位：円

経費区分	内容	仕様・ 型番等	数量	単価	事業費	負担区分		備考
						県補助金	その他	
施設費								
設備費								
計								

※ 備考欄に、消費税及び地方消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」をそれぞれ記入すること。

3 収支精算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金 その他				
計				

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
施設費				
設備費				
計				

4 補助事業完了日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 見積書の写し（補助対象経費100万円以上（税込）の場合は2者以上とし、事業内容の性質上、2者以上の徴取が困難な場合は、当該企業等を契約の相手方とする理由書を添付する。）
- (2) 納品書又は引渡書等の写し
- (3) 出来高設計書の写し（設計を伴わない施設機械等の整備の場合は、当該施設機械等の請求書又は領収書の写し）
- (4) 財産管理台帳（第4号様式）
- (5) その他、香川県知事が必要と認める書類

第4号様式

財 産 管 理 台 帳

農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業

事業実施年度				年度		補助金等事業名 農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業			地区名				
補助事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
						事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
内容	仕様・型 番等	施工場所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日		県補助金	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入のこと。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入のこと。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別 記

補助金交付の条件は、次のとおりとする。

1. 事業実施者は、農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び農畜産従事外国人材の住環境整備支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定められるものに従わなければならない。
2. 事業実施者は、補助事業の計画及び実施に当たり、自らの責任において都市計画法、建築基準法、農地法その他の関係法令等を遵守し、必要に応じて国、県、市町等関係機関の指示を受けなければならない。
3. 事業実施者は、補助事業の計画及び実施に当たり、知事が必要と認めた報告や資料の提出を求めた場合は従わなければならない。これに従わない場合や虚偽の報告をした場合は、当該補助金の額の確定後においても、交付決定の全部または一部を取り消し、知事に返還させることがある。
4. 事業実施者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち、施設または一件あたりの取得価格が50万円以上の機械器具について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（但し、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供してはならない。

5. 事業実施者が前号の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部または一部を知事に納付させることがある。
6. 事業実施者は、4号の規定による目的外使用について承認を受けた場合において、収入を生じた場合は、すみやかに知事に収入の状況を報告し、その指示を受けなければならない。

知事がその報告に基づいて、相当の収益を生じたと認めた場合には当該収益金について補助金の全部または一部に相当する金額を知事に納付させることがある。

7. 事業実施者は、補助事業を中止し、または廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
8. 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
9. 事業実施者は、補助事業によって取得し、または効用の増加した施設の移転、更新または主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替えをしようとするときは、知事に届出なければならない。
10. 事業実施者は、補助事業によって取得し、または効用の増加した施設が

天災その他の災害を受けたときは、遅滞なく施設等の所在、事業種目、滅失またはき損の原因、被害程度、被害見積価格、復旧見込額等被害状況を知事に届出なければならない。

- 1 1. 事業実施者は、補助事業に係る要綱、要領及びこれらに基づく知事の命令並びに補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても、交付決定の全部または一部を取り消し、知事に返還させることがある。